

小田切 かずのぶ

公明

個人

五

(質問の事項及び要旨)

一 集中豪雨等に対する減災対策について

(一) タイムライン導入の具体的取り組みについて

【要旨】

昨年、荒川下流タイムライン試行案を適用し、計画の充実と改善を図っていくこととしている。

昨年の出水期の活用経験を踏まえ、現時点の運用上の課題や具体的な取り組み、改善点は。

小田切 かずのぶ	公 明	個 人	五
----------	-----	-----	---

一 (一)

最初に、集中豪雨等の異常気象に対する減災対策にかんする質問にお答えします。

まず、荒川下流タイムラインについてです。

北区では、昨年の出水期（しゅっすいき）において、国土交通省が公表した

荒川下流タイムライン試行案に沿って、台風接近時の事前行動に取り組みました。

現在、荒川下流河川事務所を中心とした検討会で、情報共有の方法や事前行動の時期、避難を促す情報伝達など

昨年の取り組みを踏まえた課題の検証を行うとともに、

「平成二十七年九月 関東・東北豪雨」による鬼怒川氾濫の被災状況を教訓とした、新たな課題の検討を行っているところです。

【後頁に続く】

小田切 かずのぶ	公 明	個 人	五
----------	-----	-----	---

【前頁から続く】

北区といたしましては、国や東京都、
関係機関と一層の連携を図り、
訓練への参加や区民の方々への周知・啓発など、
水害対策の充実強化に努めてまいります。

小田切 かずのぶ	公明	個人	五
----------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

一 集中豪雨等に対する減災対策について

(二) 地域ごとの多様な避難方法の構築を

ア 都営住宅、URとの覚書、

高層住宅との協定

【要旨】

荒川が氾濫した場合の緊急的な避難行動のため、荒川区同様、東京都やUR都市機構と緊急時に住民が団地へ逃げ込める覚書の締結をすべき。区の見解を問う。

民間の高層住宅所有者との垂直避難の協力について、現在までの進捗と課題は。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

五

一 (二) ア

次に、大規模水害に備えた避難方法の構築についてです。

北区地域防災計画におきましても大規模水害の際、

高台などに事前避難できなかつた場合に、緊急的な避難行動として近隣の高い建物へ垂直避難することを位置付けています。

現在、都営住宅への緊急避難にかんする覚書の締結にむけ、東京都都市整備局と協議を行っているとあり、今後、UR都市機構へも協議を働きかけてまいりたいと考えております。

民間の高層住宅への垂直避難につきましては、居住者や所有者の

建物への立ち入りへの抵抗感も大きいと考えており、まずは、開発の機会などをとらえて協力を求めてまいります。

小田切 和信

公明

個人

五

(質問の事項及び要旨)

- 一 集中豪雨等の異常気象に対する減災対策の強化を
- (二) 地域ごとの多様な避難方法の構築に向けて
イ 減災まちづくりについて

【要旨】

区の半分がゼロメートル地帯を占める葛飾区では、新築ビルに洪水時の緊急避難スペースが確保される場合には、高さ制限を4〜10メートル緩和する仕組みを新年度より導入する。避難先の確保を進め、発災時により多くの区民の命を守るためにも、地域の実情に合わせた減災対策としてビルの高さ制限の緩和などの減災まちづくりを行うべきと考えるが区の見解を伺う。

小田切 和信

公明

個人

五

一(二)イ

次に、減災まちづくりについてお答えいたします。

京浜東北線の東側の地域に広がる

低地部につきましては、

地域に根ざした町工場や商店街などと

住宅が共存した地域や

下町的情緒の残る地域など

多様な市街地が形成されています。

高さ制限は、用途地域内において、

市街地の環境を維持し、

または、土地利用の増進を図るため、

建築物の高さの最高限度や最低限度を

都市計画で定めるものであり、

区では、

主に幹線道路沿道に指定を行っているところです。

(後頁へ続く)

小田切 和信

公 明

個 人

五

(前頁から続く)

高さ制限の指定及び緩和につきましては、その目的や地域の土地利用状況等を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えております。区といたしましては、ご紹介いただいた葛飾区の事例も参考とさせていただき、地域特性に応じた土地利用規制により、安全で災害に強いまちづくりの実現に努めてまいります。

小田切 かずのぶ	公明	個人	五
----------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

一 集中豪雨等に対する減災対策について

(三) 緊急情報の伝達システムの更なる対策を

【要旨】

都市型水害の避難では、住民の避難行動を促す情報法提供の在り方が重要。メールやSNSを活用した災害情報提供は重要だが、受診率の低い高齢者への情報提供が方法も必要。

足立区では、あらかじめ登録した電話に架電され、自動音声で災害情報を届けるとともに、安否確認の参考になる情報を返してもらえらる「あだち安心電話」を本年4月から導入する。

北区でも早急に導入するべき。

区の見解を伺う。

小田切 かずのぶ	公 明	個 人	五
----------	-----	-----	---

一 (三)

次に、都市型水害にかかる災害情報の提供方法についてです。

都市型水害においては、水位の上昇から

溢水（いっすい）に至るまでの時間が短いことから、水位の変化や避難の情報などの

災害情報をより迅速に伝達することが重要です。

幅広い住民の方々へ災害情報を伝達するには、多様な伝達手段を持つことも有効と考えます。

足立区での「あだち安心電話」を含めた、

他自治体の例も参考に、

導入の効果や課題も見定めながら、

住民のみなさまへ災害情報を

より迅速に提供できる仕組みづくりを目指し、引き続き調査・検討してまいります。

小田切 和信

公明

個人

五

(質問の事項及び要旨)

二 貧困の連鎖を断ち切る施策の推進について

(一) 子どもの貧困対策について

ア

【要旨】

学習支援事業の支援対象は、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもとなっているが、生活保護受給世帯以外の生活困窮者世帯の子どもをどのような方法で把握するのか、そして、生活困窮の基準をどのように考えているのか。

また、この事業を必要とする世帯の方々へ、どのようにPRするのか。

小田切 和信

公 明

個 人

五

二一(一)ア

次に、貧困の連鎖を断ち切る施策の推進のうち、子どもの貧困対策についてです。

はじめに生活困窮者自立支援法に基づく

子どもの学習支援事業の支援対象者の把握と

生活困窮の基準についてです。

本事業の対象は、生活保護受給世帯及び

就学援助受給世帯の子どもを中心に、

子育て部門など庁内関係部局で把握した子どもや、

民生・児童委員が地域活動の中で、生活状況により

学習支援が必要と感じられた世帯の子どもも

支援の対象と考えております。

明確な生活困窮の基準を設けるのではなく、

地域のニーズや支援団体の受入れ体制などを基に、

これから立ち上げる学習支援団体と協議のうえ

対象範囲を定めるなど、

【後頁へ続く】

小田切 和信

公明

個人

五

【前頁から続く】

必要な子どもに必要な支援ができるよう

事業を進めてまいります。

次に本事業を必要とする世帯へのPRについては、生活保護受給世帯へは、事業案内の送付のほか、生活保護のケースワーカーが個別に訪問し事業内容の紹介や事業への参加勧奨を行います。

また、就学援助受給世帯への周知につきましては、現在、実施時期や実施方法などについて、教育委員会と協議を行っております。

このほか民生・児童委員の会合において、事業説明や対象者の紹介を依頼するなど、学習支援を必要としている世帯へ情報が届くよう周知に取り組んでまいります。

なお、本事業の詳細については、本定例会の所管委員会においてご報告をさせていただきます。

小田切かずのぶ

公明

個人

五

(質問の事項及び要旨)

二 貧困の連鎖を断ち切る施策の推進について

(一) 子どもの貧困対策について

【要旨】

イウ 厚生労働省の二〇一二年の統計調査によると、子どもの貧困率は十六・三%、ひとり親の場合、OECD加盟の三十四カ国の中で、最も高くなっている。この対策として、二十十三年に「子どもの貧困対策推進法」が成立し、翌年に対策大綱が閣議決定された。足立区では、「貧困対策担当部長」を設置し、貧困の連鎖を防止する事業を実施する予定です。

北区における「子どもの未来応援く貧困対策の強化」と、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援」との関係性を問う。また、この二つの事業を継続することで、貧困の連鎖防止に効果的と考えるが、進捗状況や事業評価の長期的な展望について問う。

小田切かずのぶ

公明

個人

五

二(一)イウ

次に、子どもの貧困対策のうち、「子どもの未来応援」と「子どもの学習支援」との関係性、

二つの事業の進捗状況の把握と事業評価などについて、お答えします。

平成二十八年度に、北区における貧困対策を総合的に推進するため、貧困の状況にある子どもや家庭の実態把握とニーズ調査及び分析を行い、支援ニーズに応えるため、支援体制の整備計画を策定する予定です。

計画策定にあたっては、区の所管をまたぐ事業の調整や連携を図りながら進める必要があるため、子どもの未来応援担当副参事を新設し、より効果的な施策展開を図ってまいります。

【次頁に続く】

小田切かずのぶ	公明	個人	五
---------	----	----	---

【前頁から続く】

子どもの学習支援事業については、貧困の連鎖を断ち切るための有効な事業のひとつであり、その成果については、策定予定の整備計画に、活かしてまいります。

なお、整備計画策定後には、定期的に進捗状況の把握に努め、適切に各事業の評価・検証を進めてまいります。

小田切 和信	公明	個人	五
--------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

二 貧困の連鎖を断ち切る施策の推進について

(二) 子どもの貧困対策について

ア

【要旨】

生活困窮者は、自ら支援を求めないことも少なくなく、窓口で待っているだけでは生活困窮者の実態を掴むのは困難。そこで大切になるのが縦割り行政を克服し、これまでの自治体行政のあり方の転換を図ることが重要と考える。

区では、組織間の連携や情報共有を積極的に進めると思うが、関係部局がどのように連携を深め、この事業に携わるのか、各所管の認識と取り組みを聞かせてほしい。

【生活困窮者自立支援事業庁内連携推進連絡会議】(会長1、副会長1、会員19)

(会長) 健康福祉部長、(副会長) 健康福祉課長

(会員) 健康いきがい課長、生活福祉課長、北部地域保護担当課長、高齢福祉課長、

障害福祉課長、介護保険課長、副参事(北区社会福祉協議会派遣)、

副参事(北区シルバー人材センター派遣)、産業振興課長、

副参事(緊急景気対策・就労支援担当)、収納推進課長、国保年金課長、

子育て支援課長、児童虐待対策担当課長、保育課長、男女共同参画推進課長

住宅課長、教育政策課長、副参事(教育改革・教育支援担当)

小田切 和信

公 明

個 人

五

二―(二)ア

次に、関係部局がどのように連携を深め、学習支援事業に携(たずさ)わっていくのか、その認識と取り組みについてです。

生活困窮者自立支援法に基づく各種支援事業の実施にあたっては、

庁内連携推進連絡会議を設置し、関係部局との連携調整や情報共有などを行っております。

今後実施する子どもの学習支援事業についても、その進捗状況や課題を連絡会議に報告するなど、関係部局との連携や情報共有を進めてまいります。

特に教育委員会とは連携を密にして、支援策について協議をしてまいります。

小田切 和信

公明

一般

五

(質問の事項及び要旨)

二 貧困の連鎖を断ち切る施策の推進について

(二) 組織間の連携強化について

イ 教育委員会の連携のあり方について

【要旨】

貧困対策を進めていく上での教育委員会としての認識と取り組みについて問う。

二(二)イ

私からは、

「貧困の連鎖を断ち切る施策の推進について」
のご質問のうち、

組織間の連携強化にかんしての
教育委員会の対応についてお答えいたします。

教育委員会では、全ての子どもたちが、

「知・徳・体」の調和のとれた

生きる力の育成を図っているところですが、

子どもの貧困への対応につきましては、

教育行政を進める上で

重要な課題であると認識しています。

ご承知のとおり、新たな教育委員会制度のもと、

「北区総合教育会議」が設置され、

区長部局と教育委員会との

連携、協力体制の強化を図っております。

【次頁へ続く】

【前頁から続く】

また、この四月からは、

子ども家庭部を教育委員会事務局に再編し、

乳幼児期から青年期まで、

個々の成長過程に応じた政策の

総合的かつ切れ目ない実施を図ってまいります。

子どもの貧困にかかわる諸課題につきましても、

このような組織体制を生かし、

区長部局と一体となって、

きめ細かく対応してまいりたいと考えています。

小田切 かずのぶ

公明

個人

五

(質問の事項及び要旨)

- 一 貧困の連鎖を断ち切る施策の推進について
- (三) 社会福祉協議会について

【要旨】

子どもの学習支援を委託する北区社会福祉協議会の組織の拡充や人材育成に対する取り組み、予算を含めた課題は何か。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

五

二(三)

次に、北区社会福祉協議会の組織の拡充や人材育成の取り組み及び

予算も含めた課題についてです。

北区社会福祉協議会は、地域福祉活動推進や

生活困窮者自立支援の体制整備を図るため、

今年度、三係体制から四係体制への組織体制の拡充や、職員の増員を図ったと伺っています。

また、事務局職員の人材育成については、全国社会福祉協議会や

東京都社会福祉協議会等の様々な専門研修への積極的な参加により、人材育成を図っていると伺っています。

そして、社会福祉協議会には、くらしとしごと相談センターや子どもの学習支援事業の受託、

(次頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

五

(前頁から続く)

コミュニティソーシャルワーカーの配置など

新たに様々な事業を進めていただいています。

こうした事業を進めるためには、

自主財源の拡充などによる

自主・自立的な経営基盤の確立を進めて頂くことも
課題であると考えています。

区は、今後も引き続き、地域住民とともに、

地域福祉を推進する大切な役割を担う

社会福祉協議会へ支援を行うとともに

連携を一層密にして、地域づくりを進めてまいります。

小田切 和信

公 明

個 人

五

(質問の事項及び要旨)

三 地域の諸課題について

(一) 十条地域の諸課題について

ア 補助八十五号線の整備で「地域に根ざした商店街を活かす」ために

(ア) 北区はどのように関与しようと考えているのか。

(イ) 店舗や事業所の移転を検討する場合には、積極的に支援すべきと考えるが、区の見解を。

【要旨】

十条地域は、再開発、連立事業、補助八十三号線の事業等がある。最近では、連立計画に伴う、補助八十五号線の都市計画変更素案の説明会が行われ、整備に對して様々な意見が聞こえる。十条駅付近の沿線まちづくり基本計画では、商店街を活かすため、駅付近の道路網強化に合わせた歩行空間を整備し、歩行者の回遊性向上を図るとしている。沿道はいちよう通り商店街をはじめ数多くの地域に根ざした商店街がある。

小田切 和信

公 明

個 人

五

三(一)ア(ア)

次に、地域の諸課題についての
ご質問にお答えします。

はじめに、十条地域の諸課題のうち、

補助八十五号線の整備で、地域に根ざした
商店街を活かすことについてです。

区では、これまで、補助八十五号線について、

「交流機能を向上させる空間の確保」や、
「延焼遮断帯機能を早期に発揮できる幅員」、

「景観機能を向上させる歩行空間の確保」
などを東京都に要望してきたところです。

東京都は、本年一月末に、本道路の

都市計画変更素案の説明会を行い、

地域の防災性の向上と、

快適な歩行空間・自転車の走行空間の創出、

十条駅周辺の回遊性・交流機能の向上のため、

(後頁へ続く)

小田切 和信	公 明	個 人	五
--------	-----	-----	---

(前頁から続く)

JR埼京線等(とう)との交差部において、高架構造を平面構造に変更するとともに、一部区域を変更し、既定計画の幅員三十メートルとする変更素案を示しました。

北区都市計画マスタープランでは、本道路沿道の区域について、商業施設と住宅との立体的共存を誘導することとしておりますが、地域に根ざした商店街は、にぎわいを形成する上でも、貴重な地域資源であると認識しております。

今後とも、東京都と連携を図り、本道路整備により、大きく影響を受ける商店街や町会の皆さまと積極的に意見交換を行い、沿道のにぎわいのまちづくりについて、検討してまいります。

小田切 和信

公 明

個 人

五

三(一)ア(イ)

次に、店舗や事業所の移転についてです。

補助八十五号線については、

今後、東京都が都市計画変更案を作成し、

住民の皆さまの意見等(とう)をお聞きした後、

都市計画変更後に測量を行い、

都市計画事業の認可を受けた後に、

整備が始まる予定となっています。

店舗や事業所の移転など、

用地取得の補償交渉は、

事業者である東京都が行いますが、

区といたしましても、

密集事業等(とう)を進める中で、

移転先について東京都と情報交換を行うとともに、

都市防災不燃化促進事業の導入や

建物の共同化への働きかけなどについて、

検討してまいります。

小田切 和信

公明

個人

五

(質問の事項及び要旨)

三 地域の諸課題について

(一) 十条地域の諸課題

イ 豊かな地域社会の創造

(ア) 関連大学との連携・協働を推進し、

たばこ健康課題を解決すべき

(イ) 病院や学校周辺を路上喫煙禁止重点地区に

【要 旨】

十条駅周辺には、帝京大学や東京家政大学、王子第五小学校、十条富士見中学校などがある。補助八五号線は、朝の通勤通学時間帯に路上喫煙が多く通学中の児童生徒の受動喫煙や火傷の危険性がある。特に、十条駅前児童遊園の喫煙が多く、周囲は迷惑している。受動喫煙を防止し、関連大学との連携・協働を進め、たばこ健康課題を解決すべきと思うが区の見解は。また、病院や学校周辺を路上喫煙禁止重点地区にすべきと考えるがいかがか。

小田切 和信	公 明	個 人	五
--------	-----	-----	---

三―(一)―イ―(ア)・(イ)

次に、豊かな地域社会の創造についてです。

まず、関連大学との連携・協働を推進し、たばこ健康課題を解決すべきとのことについてです。

十条駅西口周辺では、特に、十条駅前児童遊園において、朝の通勤通学時間帯、喫煙者が集中するため、煙が周囲に広がってしまい、区民から多く苦情が寄せられております。

区では、美化推進キャンペーンや月二回程度、喫煙マナーの巡回指導を行っていますが、なかなか改善に結びつかない状況です。

ご指摘のように十条地区には、区と協力して地域の課題改善を目指す包括協定を結んだ東京家政大学、帝京大学、東京成徳大学がある地域です。

地域課題の一つである、たばこ健康課題については、

【後頁へ続く】

小田切 和信	公 明	個 人	五
--------	-----	-----	---

【前頁から続く】

地元及び大学と区が互いに連携・協働し、状況の改善に向け、知恵を出し合っていていけるよう検討してまいります。

次に、十条駅の病院や学校の周辺を路上喫煙禁止重点地区にすべきとのことについてです。

現在、特に人通りが多く危険なため、路上喫煙禁止地区に指定し、指定喫煙所での喫煙をお願いしているのは、赤羽・王子・田端駅の三駅に限られています。十条駅の乗降客数は、この三駅には及ばない状況です。ご提案の十条地区を路上喫煙禁止重点地区に指定する場合は、北区全体として議論していかねばならないと考えます。

現在、国では、関係省庁による「受動喫煙対策強化検討チーム」を立ち上げ、法整備を視野に入れた

【後頁へ続く】

小田切 和信	公 明	個 人	五
--------	-----	-----	---

【前頁から続く】

検討を行っている」と聞いております。

国の方向性や、まちづくりの状況も踏まえ、

地元町会・自治会の皆さまと話し合っていくことが
必要だと考えております。

小田切かずのぶ

公明

個人

五

(質問の事項及び要旨)

三、地域の諸課題について

(二) 西が丘、赤羽西地域の諸課題について

(要旨)

国際興業バス、赤五十系統王子駅行が、三月十六日から経路変更になる。今までに利用されていた高齢者から、公共交通のあり方について区の姿勢を問う声が多く寄せられている。今まで、ことあるごとに粘り強くコミバスの導入を含めた公共交通機関のあり方を提案してきた。

①北区はコミュニティバスの運行について、地区選定を含めた検討をどのように行ってきたのか。

②民間事業者が経路を変更し、競合しなくなった場合などは積極的に導入を検討すべき、区の見解は。

③補助八十六号線の整備が進み、弁天通りの拡幅が整備された際には、国際興業バスの相互通行や路線の拡充を申し入れるべき、区の見解は。

小田切かずのぶ

公 明

個 人

五

三(二)

最後に、西が丘、赤羽西地域の諸課題について、
お答えします。

コミュニティバスの新規路線の導入の検討に
つきましては、平成二十五年度に

「北区コミュニティバス展開方針策定調査」を実施し、
平成二十六年六月の建設委員会におきまして、
調査結果を報告したところです。

調査の中で、赤羽西地域も、
新規路線の導入候補地域の一つとなっておりますが、
「都市計画道路の整備に合わせて既存バス路線の動向
を加味して、引き続き検討していく」と
方向づけております。

また、新規路線の導入の検討にあたりましては、
事業採算性の確保も重要な要素となりますので、
慎重な検討が必要と考えております。

(後頁へ続く)

小田切かずのぶ

公 明

個 人

五

(前頁から続く)

なお、弁天通りが拡幅整備されますと、

バスの相互通行も可能となりますので、

機会を取らえて、

ご提案の趣旨を、国際興業バスに

申し入れてまいります。